

「県内共通の判断基準」① 経営管理

造林、保育、素材生産等の施業に関する項目は、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断します。

* 今回初めて当該公募に応募する民間事業者については、下表の項目のうち(2)～(7)に関して、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合も基準を満たしていると判断します。

項 目	判断基準
(1)生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産について、5年間で2割以上、又は3年間で1割以上、生産量の増加、もしくは生産性を向上させる目標がある。</p> <p>*現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。</p> <p>*直近の実績が生産量5,000 m³/年、生産性 間伐5 m³/人日、主伐7 m³/人日以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>
(2)生産管理又は流通合理化等	<p>「適切な生産管理」又は「原木の安定供給・流通合理化等」に取り組んでいる。</p> <p>*適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善 等</p> <p>*原木の安定供給・流通合理化 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」 等</p>
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいる。</p>
(4)主伐後の再造林の確保	<p>主伐と再造林の両方を実施できる体制があり、主伐後に適切な更新を行う（他者の所有する森林の主伐では、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組む）ことができる。</p> <p>*主伐と再造林のどちらか一方だけ実施する民間事業者は、他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があるとみなす。</p> <p>*「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は、再造林を基本とする。（ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。）</p>

項 目	判断基準
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産、又は造林・保育について、3年以上の事業実績がある。</p> <p>もしくは3年以上現場従事実績のある作業職員が所属している。</p> <p>*「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。</p> <p>*3年未満の場合であっても、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。</p>
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けた「行動規範」「ガイドライン」等を遵守している。</p> <p>そして、遵守していることを定期的に確認している。</p> <p>*「行動規範」「ガイドライン」等は、民間事業者自らが専門家の指導等を受け策定したもののほか、所属する業界団体、県・市町等が策定したものをいう。</p> <p>*「行動規範」「ガイドライン」等の内容には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置が、必ず盛り込まれていること。</p>
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理の改善及び労働安全対策を行っている。 ・労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っている。(事業主を含む。) ・労働者災害補償保険に加入している。(一人親方等の特別加入を含む。) ・法に基づく届出を行っている。 <p>*「雇用管理の改善」 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等</p> <p>*「労働安全対策」 リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等</p> <p>*「法に基づく届出」 健康保険法第48条の規定による届出、厚生年金保険法第27条の規定による届出、雇用保険法第7条の規定による届出</p>
(8)コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確

項 目	判断基準
	<p>実に行われると認められない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・（６）の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 <p>* 「代表役員等」 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主</p> <p>* 「一般役員等」 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者</p> <p>* 「その他・・・(略)・・・ 相当の理由がある者」 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者、国税及び県税の未納がある者等</p>
(9)常勤役員の設置 (法人のみ)	<p>常勤の役員を設置している。</p> <p>*常勤の役員を設置していない法人は、令和3年3月31日以降、最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合は、常勤の役員が設置されているものとみなす。</p>